

平成 13 年 12 月 21 日

建築士継続教育システム検討会中間報告取りまとめにあたっての意見

社団法人建築業協会

・継続職能開発の必要性 について

内容は教育に対する一般的な解釈であり特に異議はありません。

・建築士の継続職能開発の推進方策 について

内容について特に異議は有りません。

・建築士継続職能開発システム について

繰り返し強調させていただきますが、指定講習会を始めとして各団体で行われている、それぞれの立場に立った教育研修の充実を図って行くことがまず優先されるべきであり、そのためのシステム導入でなくてはならないと考えます。

この点に関しては、検討会の過程で、種々案の修正がなされましたが、残念ながら全体の枠組みは変わるところが少ないと思われます。従って、建築士継続職能開発システム及びプログラム・データベースの整備及び公開については以下の通り調整して頂きたくお願い申し上げます。

継続職能開発を社会制度の中で行なう（建築関連団体）こと、その主体は、建築関連団体 + 各建築士個人であることを明確にする。

必要に応じ「建築士継続職能開発委員会（仮称）」を設け、構成員は、建築関連団体 + 建築教育センターとする。

その役割は次の通りとする。

- 1) 各団体が行なう継続職能開発プログラム（講演など）の融通。
- 2) 各建築関連団体が単独又は共同で行なう認定の調整をする。
- 3) 講習会参加状況の客観的なデータベースの作成と提供

（情報公開システムではなく、公開を前提としない情報サービスシステムの構築）

ユーザーの保護及び利益という基本にたつて考えると、建築士事務所及び建築士個人の情報（実績、賞罰他）公開に関する議論が優先されるべきである。これに関しては、平成 10 年に建築士法第 24 条の 5（建築士事務所の業績等に関する書類の閲覧）を追加し、過去 3 年間の業績開示を義務付けたばかりであり、これを徹底周知し活用すべきである。賞罰については、別途開示するシステムが必要となろう。

継続職能開発情報はその一部として位置づけるべき

・発表の方法に関して

各団体協会の意見を掲載し、全会一致ではないことをきちんと盛り込んだ発表にしていきたいと思えます。

・その他

準備会の設置及び内容については、検討会で意見の一致をみなかった問題について継続検討できる体制にして頂きたいと思えます。

以上